

第 52 号

令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,734,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2
表 地方債」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,320
	1 諸 収 入	107,320
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,594,362
	1 国 庫 支 出 金	429,282
	2 繰 入 金	1,059,080
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,734,414

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,602
	1 公 債 費	536,602
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
3 支 援 措 置 費		1,165,080
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	1,059,080
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,734,414

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。